

水質検査計画(変更)

令和 8 年 7 月 1 日(2026 年度)



須賀川市上下水道部

安全な水道水をお届けするために

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを確認するために不可欠であり、水道水の水質管理においても最も重要なものです。

水道法に定める水質基準項目は、全国一律に適用され、すべての水道に遵守義務が課せられてきましたが、供給される水道水質は、地域、原水の種類、浄水方法などにより変動するとの考えから、平成15年5月「水質基準に関する省令」が改正され、すべての水道事業者には義務付ける項目は基本的なものに限定し、その他の項目については水道事業者の状況に応じて省略されることになりました。

このようなことから、その水質検査の適正化や透明性を確保するために、水道事業者は水道原水及び水道水の状況を踏まえ、検査地点や検査項目等を定めた水質検査計画及び水質検査結果を提供することとされました。

この水質検査計画については、今後も水質の状況変化に応じて、また利用者の意見を聞き、見直しを行うなど、より一層安全で安定した水質管理を行っていきます。

なお、長沼第1浄水場の改築工事に伴い梓衝配水池系の配水区域の一部を7月1日変更しました。これに合わせて水質検査採水箇所も変更したものです。

目次（計画の内容）

1 基本方針	2
2 須賀川市水道事業の概要	3
3 原水と水道水の状況	5
4 水質検査地点	8
5 水質検査項目と検査頻度	10
表－1 1 法令に基づく水質検査	13
表－2 2 独自に行う水質検査(1)水質基準項目(原水)	14
表－3 2 独自に行う水質検査(2)水質管理目標設定項目	15
表－4 2 独自に行う水質検査(3)その他の水質検査項目	17
表－5 水質項目の説明	18
6 水質検査方法	22
7 臨時の水質検査	22
8 水質検査計画と結果の公表	22
9 水質検査計画の評価	22
10 水質検査の精度と信頼性保証	22
11 関係者との連携	23

1 基本方針

須賀川市の水道水は、これまでの水質検査結果からみて、水質基準を満たし安全で良質な水質を維持していることから、検査の省略及び検査頻度を緩和することが可能な項目もありますが、水道水の安全性をさらに確認するため、水源の種類や状況に応じて対応することとします。

(1) 検査地点

検査地点は、水道法に基づき水質基準が適用される給水栓に加えて浄水場の原水や送、配水とします。

(2) 検査項目

検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目や検査計画に位置付けることが望ましいとされている水質管理目標設定項目及び市民に供給されている水道水がより安全で良質であることを確認するために須賀川市水道事業が独自に行う水質検査項目とします。

(3) 検査頻度

ア 水道法に基づく蛇口の水質検査は、色、濁り、残留塩素（水道法施行規則第15条第1項第1号）を1日1回行ないます。

また、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH 値、味、臭気、色度、濁度（水道法施行規則第15条第1項第3号）を月1回行ないます。

イ 水質基準項目等の定期水質検査については、水道法で定められた頻度を基本として、これまでの検査結果や原水及び水源周辺の状況等を勘案し、検査項目に応じた頻度を設定します。



西川浄水場の水源【横山取水場(釈迦堂川表流水)】

2 須賀川市水道事業の概要

(1) 給水状況

令和6年度末の須賀川市の給水状況は次のとおりです。

【西川浄水場】

給水区域	市全域
給水人口	65,730人
水道普及率	90.6%
給水件数	28,553戸
年間配水量	7,211,621 m ³
一日最大配水量	21,151 m ³
一日平均配水量	19,757 m ³



浄水場の耐震化事業は、令和8年度完成予定です。

ウォータンです！



(2) 浄水施設等の概要

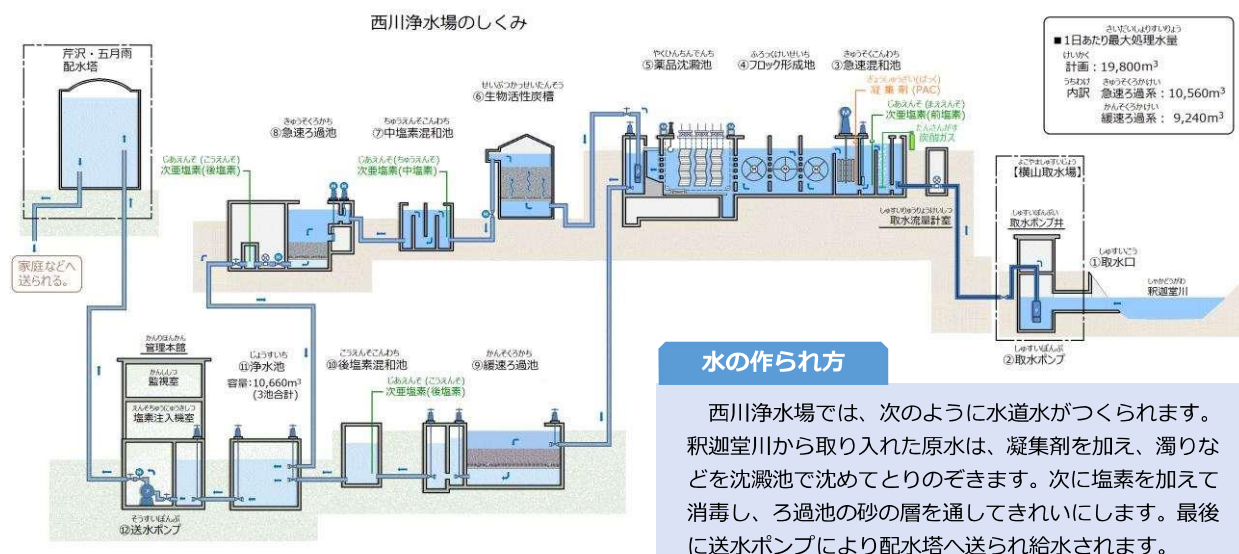
施設の概要は次のとおりです。

浄水場等名		西川浄水場	岩淵浄水場	長沼第1浄水場	長沼第6水源送水ポンプ所系	勢至堂配水池系	岩瀬浄水場
所在地		大袋町地内	岩淵字春日前地内	勢至堂字石仏地内	志茂字新館地内	勢至堂字屋敷地内	梅田字八幡岳地内
水源の種類		表流水(釈迦堂川)	地下水(浅、深井戸)	表流水(江花川)	地下水(深井戸)	湧水	表流水(滑川)、湧水
施設能力		19,500 m ³ /日	9,180 m ³ /日	1,200 m ³ /日	4号 300 m ³ /日 6号 500 m ³ /日	23 m ³ /日	2,065 m ³ /日
浄水処理方法		(高度浄水処理) ・生物活性炭 ・急速ろ過 ・緩速ろ過	・急速ろ過	・急速ろ過 ・緩速ろ過	・塩素消毒	・紫外線照射	・緩速ろ過
使用薬品	凝集剤	ポリ塩化アルミニウム	ポリ塩化アルミニウム※1	ポリ塩化アルミニウム	—	—	ポリ塩化アルミニウム※2
	消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム
	活性炭	生物活性炭	—	—	—	—	—
	pH調整剤	炭酸ガス	消石灰	—	—	—	—

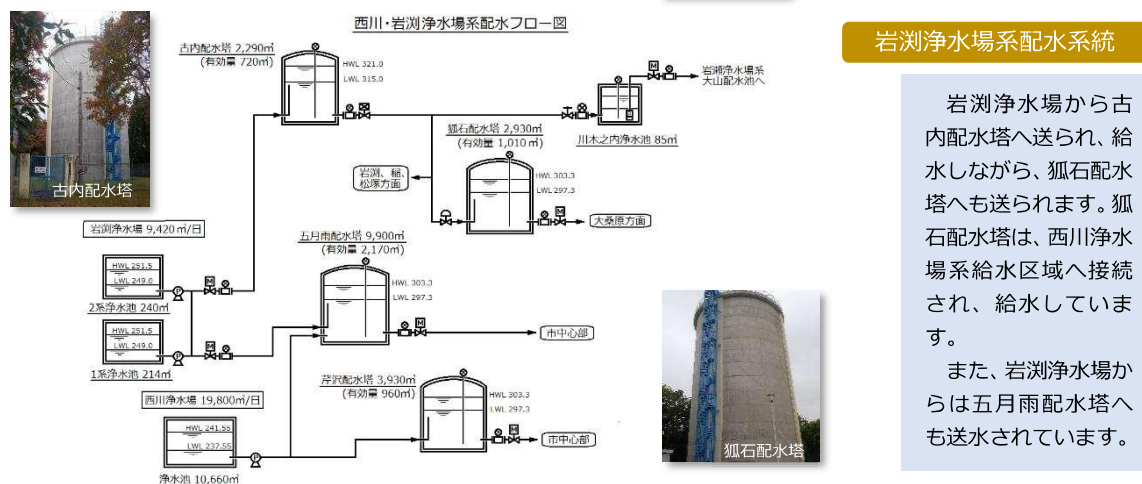
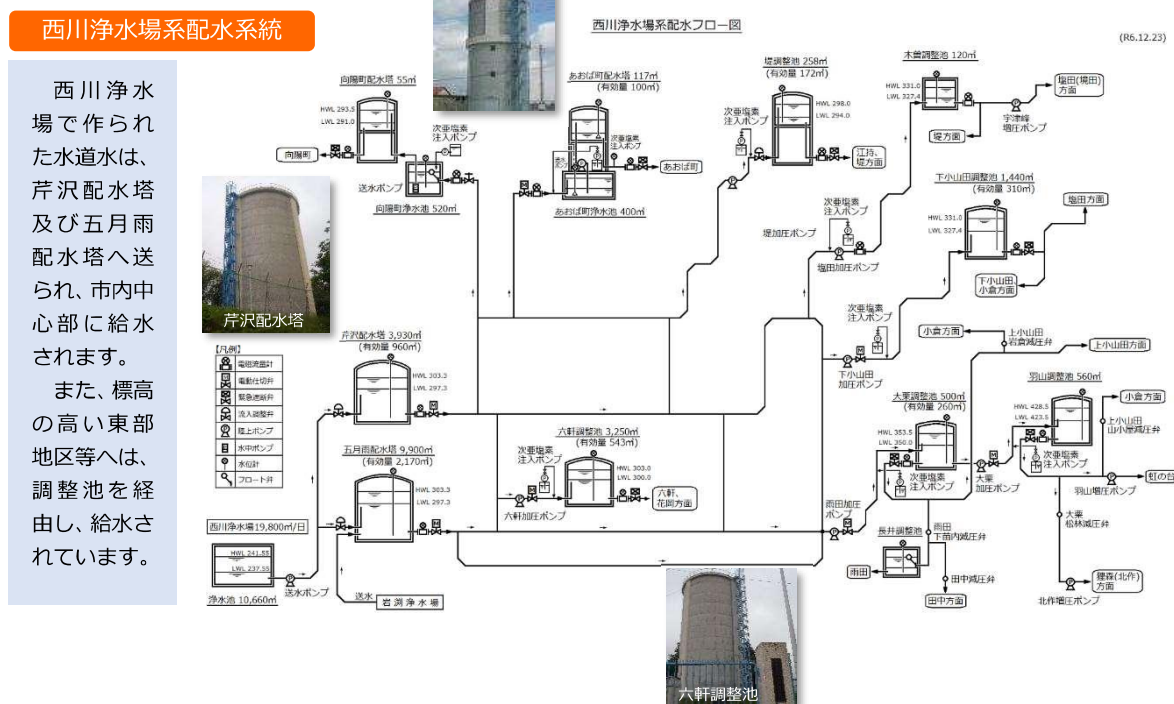
※1：原虫対策として注入。

※2：原水濁度が上昇時(8度以上)に注入。

(3) 浄水場のしくみ(西川浄水場の例)

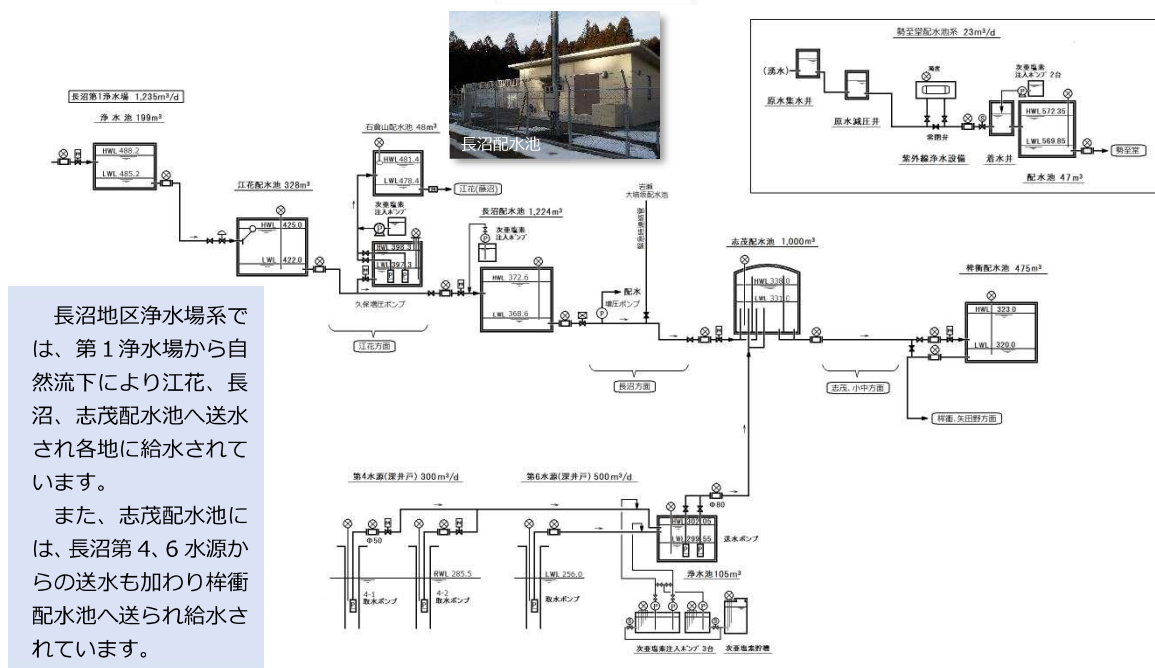


(4) 配水系統

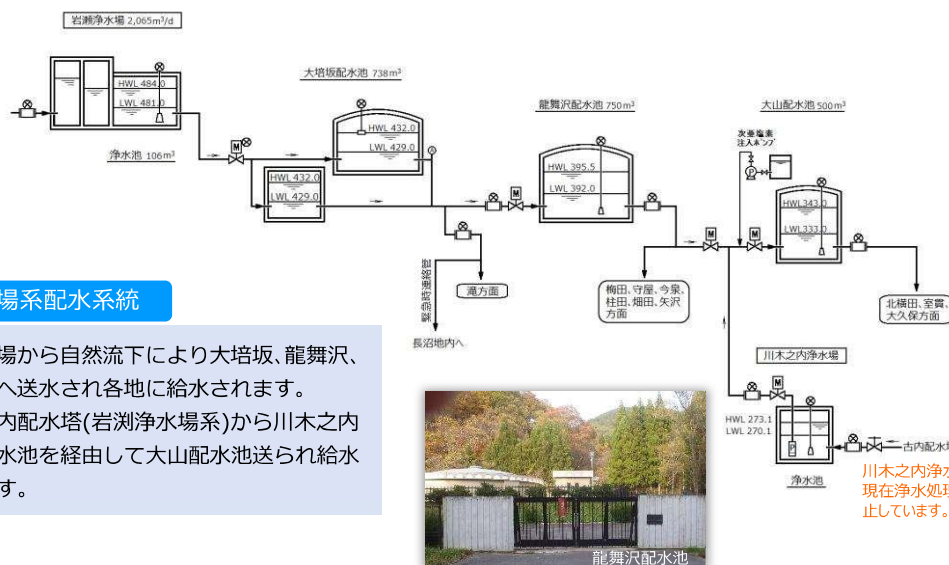


長沼地区浄水場系配水系統

長沼地区系配水フロー図



岩瀬地区系配水フロー図



3 原水と水道水の状況

(1) 西川浄水場系

ア 水源の状況

西川浄水場では阿武隈川の支流である釈迦堂川の表流水を水道原水としています。また、釈迦堂川へは江花川、隈戸川が流入しています。これら河川の水質は流域の環境によって大きく影響を受けることから、流域の産業や水質の特徴を把握しておくことは水道水質の管理上重要です。

流域内には、白河市(大信地区)、矢吹町、鏡石町、天栄村の自治体が隣接しています。河川流域の

土地利用は、上流域は森林と畑地、中流域は、水田地帯や点在する住宅があり、畜産施設や工場などがあります。下流域は、集落や水田地帯として利用されています。

流域内の河川の水質は、上流部では、森林地帯が多く人為的な汚染の影響は少ないと見られます。中・下流域では、工場排水、生活排水、農業排水など多くの人為的な汚染の影響を受けるおそれがあります。

一方、釈迦堂川の取水口地点では、クリプトスポリジウム等の指標菌である大腸菌が検出されていますが、クリプトスポリジウムとジアルジアの検出例はありません。

イ 釈迦堂川の水質状況

釈迦堂川取水地点の水質は、春季の渇水による雑排水等に対する濃度上昇や農業由来の負荷が高くなることや冬季で高い状況を示すアンモニア態窒素など季節に伴う変動や鉄、マンガン等性状に関連する項目が多い状況にありますが、浄水処理に影響を及ぼすまでには至っていません。全般的に見て増加傾向の項目も無いことから横ばい傾向にあると言えます。

しかし、pH 値については、河川水量が少なく天候が良い状態が続くと生物の増殖で 8.5 以上となり、浄水処理に影響を及ぼす場合もあります。また、釈迦堂川からの取水地点は下流に位置し、その流域に放流される生活排水や工場排水、使用される農薬の影響を受けるおそれがあります。

(2) 岩渕浄水場系

ア 水源周辺の状況

岩渕浄水場系の水源は、釈迦堂川と江花川の合流付近の井戸であり周辺は田園地帯で土地利用などの影響は受けにくい位置にあります。しかし、浅井戸系は放流される生活排水や工場排水、使用される農薬の影響を受けるおそれがあります。

イ 水源井の水質状況

水源井の水質は、亜硝酸態窒素など農業由来の負荷が高くなることなど季節に伴う変動があります。また、マンガン及びその化合物が上昇傾向にありますが、浄水処理に影響を及ぼすまでには至っていません。pH 値については、浅井戸系で浸食性遊離炭酸の影響により 6.0 から 6.5 で推移しています。水質基準内ではありますが、ランゲリア指数改善から pH 調整が必要となっています。その他の項目については、増加傾向の項目も無く、全体的に見て横ばい傾向にあると言えます。

(3) 長沼第 1 浄水場及び第 4・6 水源系

ア 水源周辺の状況

長沼第 1 浄水場の表流水系(第 3 水源)は、江花川の最上流部に位置し、人為的な水質の悪化は無いと考えられます。注意する項目としては、降雨による濁度の上昇や砂防ダムでの富栄養化による臭気強度があげられます。

地下水系(第 4、6 水源)は江花川中流域付近の井戸であり、周辺は田園地帯で土地利用などの影響はありませんが、井戸周囲 1 km の範囲には特定事業所があります。

イ 水源の水質状況

表流水系の水質は、天候により濁・色度等に変動があります。鉄、マンガン等性状に関連する項目が高く増加傾向にありますが、浄水処理に影響を及ぼすまでには至っていません。pH 値については、7.0 前後で推移し、凝集沈澱処理に影響はありません。

また、ダム湖特有の富栄養化に伴う 2-MIB、ジェオスミン(快適水質項目)の発生リスクがありますが、過去の発生頻度からして低い状況です。その他の項目については、増加傾向の項目もありますが、基準値に対する値が少なく、全体的に見て良好と言えます。

地下水系の第 4、第 6 水源については、全体的に見て増加項目もなく基準値に対する値が少なく良好といえます。

(4) 勢至堂配水池系

ア 水源周辺の状況

勢至堂配水池系の水源は、江花川最上流部付近からの湧水であり、周辺は山岳地で土地利用などの影響は受けません。水源周囲 1 km の範囲に特定事業所ありません。

イ 水源の水質状況

水源井の水質は、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が検出されていますが、基準値の 10% 以下であり、濁度及び色度も基準値を大きく下まわっている状況にあります。また、その他の項目についても定量下限値以下となっており良好といえます。

(5) 岩瀬浄水場系

ア 水源周辺の状況

岩瀬第 8 水源の取水地点は、滑川の最上流部に位置し、人為的な水質の悪化は無いと考えられます。水質的には、概ね増加傾向の項目も無く全体的に見て横ばい傾向にあります。注意する項目としては、降雨による濁度の上昇や砂防ダムでの富栄養化による臭気強度があげられます。

イ 水源の水質状況

水源の水質は、天候により濁・色度等に変動があります。鉄、マンガン等性状に関連する項目が多い傾向にありますが、浄水処理に影響を及ぼすまでには至っていません。pH 値については、7.3～7.5 前後で推移し、浄水処理に影響はありません。

また、ダム湖特有の富栄養化に伴う 2-MIB、ジェオスミン(快適水質項目)の発生リスクがありますが、過去の発生頻度からして低い状況にあります。その他の項目については、基準値に対する値が少なく、全体的に見て良好と言えます。

【原水と水道水の状況一覧】

浄水場系名	西川浄水場	岩瀬 浄水場	長沼第 1 浄水場	長沼第 4 水源	長沼第 6 水源	勢至堂 水源	岩瀬 浄水場
水 源 の 種 類	表流水 (釈迦堂川)	地下水 (浅、深井戸)	表流水 (江花川)	地下水 (深井戸)	地下水 (深井戸)	湧水	表流水(滑川) 湧水
原水の汚染の 恐れのある要因	■工場からの排水、 野生動物からの耐塩 素性病原生物等。	■工場からの排水と 原水水質として pH 値。	■ダム湖(砂防ダム) 特有の富栄養化に 係る水質項目。	■水質特性から想定される ヒ素、砒素及びその化合 物、工場等からの排水。	■野生動物から の耐塩素性病 原生物等。	■ダム湖(砂防ダム) 特有の富栄養化に 係る水質項目。	
水質管理上注 目すべき項目	■トリクロロフェン ■テトラクロロフェン ■耐塩素性病原生物等	■トリクロロフェン ■テトラクロロフェン ■pH 値	■2-MIB 及び ジオキシン	■ヒ素、砒素及びその化合物 ■テトラクロロフェン	■耐塩素性病原 生物等	■2-MIB 及び ジオキシン	

詳細な水質状況は、須賀川市上下水道ホームページ「水質検査計画・結果」をご覧ください。

(<https://www.sukagawa-jyogesuidoigogyo.jp/about/project/provision/quality.html>)

4 水質検査地点

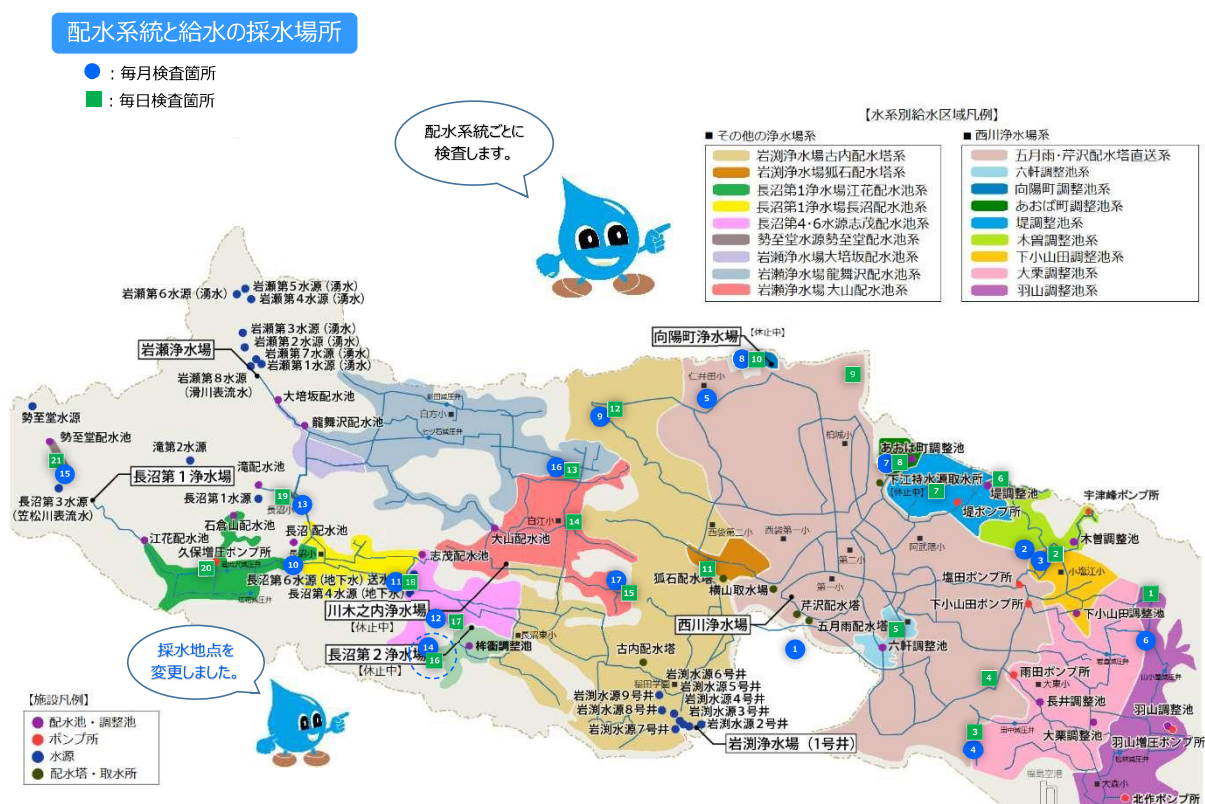
(1) 給水の検査件数と採水場所

ア 基準項目の検査箇所

原則として、水質基準項目の検査箇所は、西川浄水場系で給水栓 8 箇所、岩瀬浄水場系で給水栓 1 箇所、長沼第 1 浄水場系で給水栓 3 箇所、長沼第 4・6 水源系で給水栓 1 箇所、長沼滝第 2 水源系で給水栓 1 箇所、勢至堂水源系で給水栓 1 箇所、岩瀬浄水場系で給水栓 2 箇所を設定しました。

イ 毎日検査箇所

水道法に基づく 1 日 1 回行う毎日検査は、末端給水栓 21 か所で行います。



【岩瀬地域】

番号	毎日検査場所	水 系
13	矢沢字大池上地内	龍舞沢
14	大久保字上滑沢地内	大山
15	大久保字下境地内	大山

【長沼地域】

番号	毎日検査場所	水 系
16	梓衝字新田地内	梓衝
17	梓衝字久保之内地内	志茂
18	志茂字田中地内	長沼
19	滝字白砂地内	滝
20	江花字久保地内	江花
21	勢至堂字屋敷地内	勢至堂

番号	毎月検査場所	水 系
16	矢沢字大池地内	龍舞沢
17	大久保字宿地内	大山

番号	毎月検査場所	水 系
10	長沼字南古館地内	江花
11	志茂字田中地内	長沼
12	梓衝字久保之内地内	志茂
13	滝字白砂地内	滝
14	梓衝字新田地内	梓衝
15	勢至堂字屋敷地内	勢至堂

【須賀川地域】

番号	毎日検査場所	水 系
1	小倉字前仲作地内	羽山
2	塩田字中丸木地内	下小山田
3	田中文字網ノ輪地内	大栗
4	日照田字館地内	五月雨
5	東作市内	六軒
6	堤字札木沢地内	木曾
7	江持字東海道地内	堤
8	あおば町地内	あおば町
9	滑川字十貫内地内	五月雨
10	向陽町地内	向陽町
11	大桑原字東屋敷地内	狐石
12	館ノ岡字本郷地内	古内

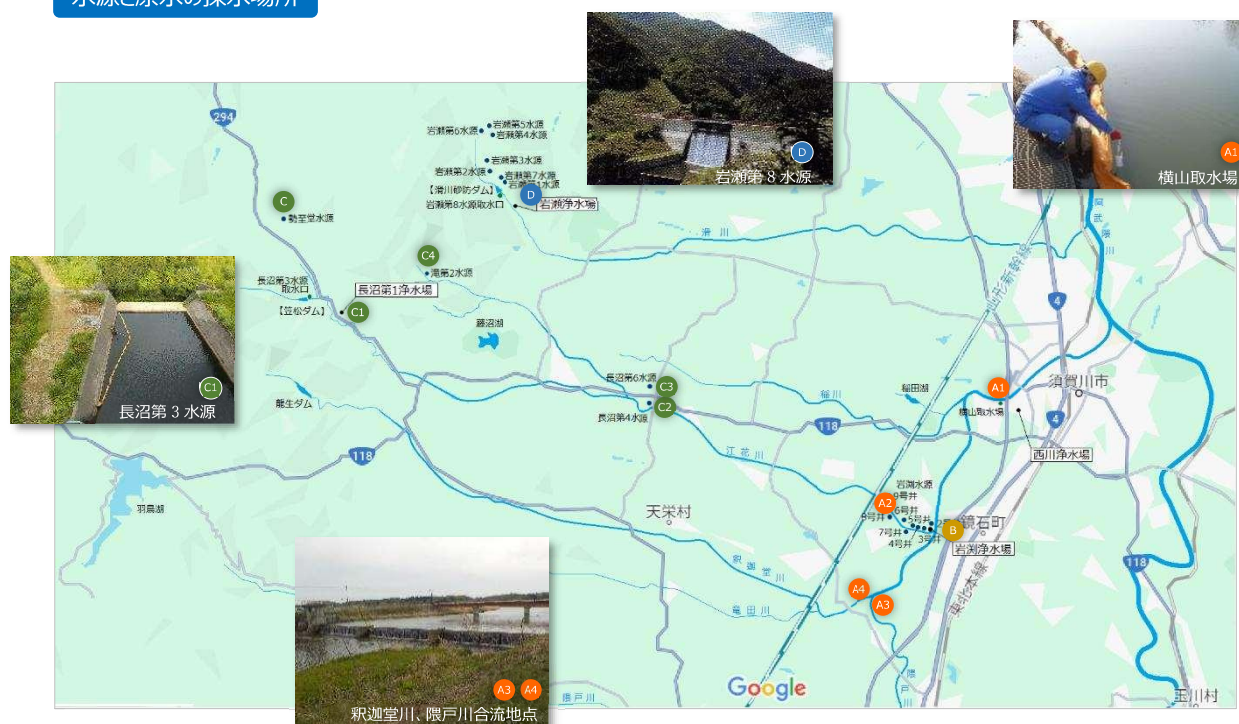
番号	毎月検査場所	水 系
1	芹沢町地内	芹沢・五月雨
2	塩田字中丸木地内	木曾
3	塩田字中丸木地内	下小山田
4	田中文字網ノ輪地内	大栗
5	仁井田字猿地内	五月雨
6	小倉字前仲作地内	羽山
7	あおば町地内	あおば町
8	向陽町地内	向陽町
9	館ノ岡字本郷地内	古内

(2) 水源関係

安全で良質な水道水を供給するための浄水処理に、水源水質が影響するため、水源の水質を監視し、将来的な水源水質の動向を予測するために、原水の水質検査を行います。

また、西川浄水場の水源であります釈迦堂川については、取水地点の上流域についても検査します。

水源と原水の採水場所



西川浄水場系		岩瀨浄水場系		長沼第1浄水場系		岩瀨浄水場系	
水源名	採水場所	水源名	採水場所	水源名	採水場所	水源名	採水場所
横山取水場(釈迦堂川表流水)	A1	岩瀨水源1号井(地下水)※	B	長沼第3水源(表流水)	C1	岩瀨第1水源(湧水)※	D
江花川表流水	A2	岩瀨水源2号井(地下水)※	B	長沼第4水源(地下水)	C2	岩瀨第2水源(湧水)※	D
隈戸川表流水	A3	岩瀨水源3号井(地下水)※	B	長沼第6水源(地下水)	C3	岩瀨第3水源(湧水)※	D
釈迦堂川表流水(上流域)	A4	岩瀨水源4号井(地下水)※	B	長沼滝第2水源(湧水)	C4	岩瀨第4水源(湧水)※	D
		岩瀨水源5号井(地下水)※	B	勢至堂水源	C5	岩瀨第5水源(湧水)※	D
		岩瀨水源6号井(地下水)※	B			岩瀨第6水源(湧水)※	D
		岩瀨水源7号井(地下水)※	B			岩瀨第7水源(湧水)※	D
		岩瀨水源8号井(地下水)※	B			岩瀨第8水源(表流水)	D
		岩瀨水源9号井(地下水)※	B				

※岩瀨浄水場系地下水及び岩瀨浄水場系湧水は、浄水場着水井等で一括採水し、検査します。

5 水質検査項目と検査頻度

(1) 法令に基づく水質検査

ア 水質項目の分類

(ア) 水質基準項目

水質基準項目は、水道法第4条に基づく水質基準は、水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）により定められています。水道水は、水質基準に適合するものでなければならず、水道法により、水道事業者等に検査の義務が課されています。

(イ) 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目は、毒性の評価が暫定的であるか、現在まで水道水中では水質基準とする必要があるような濃度で検出されていないが、今後、水道水中に検出される可能性があるものなど、水質管理上留意すべき項目として、水質基準項目に準じて検査することを国から要請されている項目です。

(ウ) 要検討項目

要検討項目とは、毒性評価が定まらない、浄水中の存在量が不明等の物質で、情報・知見を収集すべきものとして、国が設定しています。

(エ) 病原性微生物

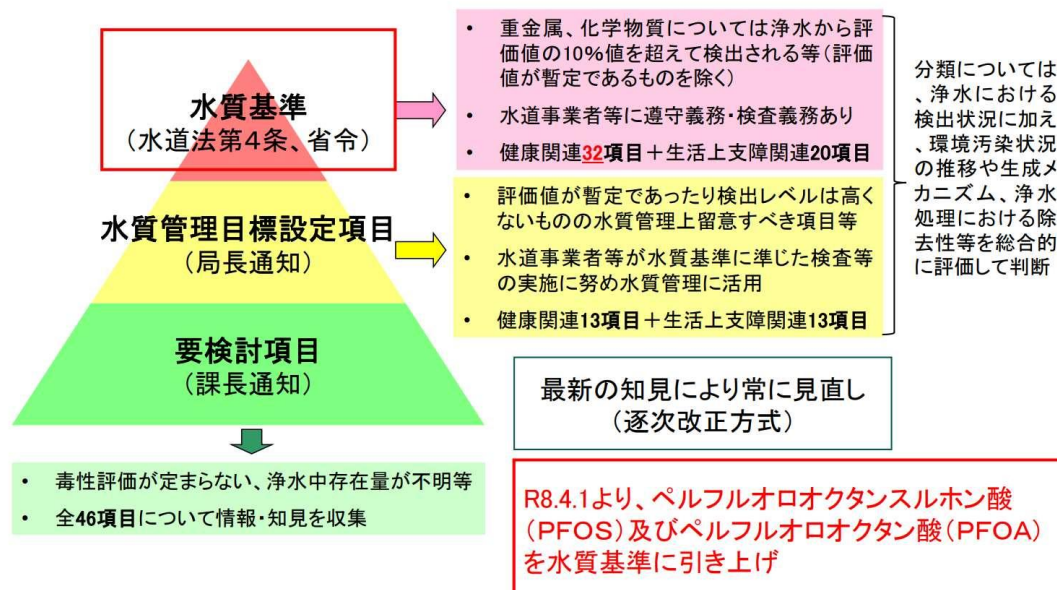
水系感染症を引き起こすクリプトスポリジウム等の病原性微生物について、国の指針において、指標菌も含め設定されています。

(オ) 浄水処理対応困難物質

浄水処理対応困難物質とは、通常の浄水処理により水質基準項目等を高い比率で生成する物質として、平成26年度に国が設定しています。主に表流水系原水の浄水処理で生成される消毒副生成物が該当します。

「浄水処理対応困難物質」の設定について(平成27年3月6日健水発0306第1号)

水道水質基準等の体系



(環境省 HP より)

イ 法令に基づく検査頻度及び緩和頻度

番号	水 質 基 準 項 目	基準値 (mg/ℓ)	法定検査回数	
			検査頻度	緩和頻度
1	一般細菌	100	月 1 回以上	不可
2	大腸菌	不検出		
3	カドミウム及びその化合物	0.003	3 か月に 1 回以上	1 回/3 年(*3) 又は、 1 回/年(*4)
4	水銀及びその化合物	0.0005		
5	セレン及びその化合物	0.01		
6	鉛及びその化合物	0.01		
7	ヒ素及びその化合物	0.01		
8	六価クロム化合物	0.02		
9	亜硝酸態窒素	0.04	3 か月に 1 回以上	不可
10	シアニ化物イオン及び塩化シアン	0.01		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	3 か月に 1 回以上	1 回/3 年(*3) 又は、 1 回/年(*4)
12	フッ素及びその化合物	0.8		
13	砒素及びその化合物	1.0		
14	四塩化炭素	0.002		
15	1,4-ジクロロベンゼン	0.05		
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04		
17	ジクロロメタン	0.02		
18	トリクロロエチレン	0.01		
19	トリクロロエチレン	0.01		
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	0.00005		
21	ベンゼン	0.01	3 か月に 1 回以上	不可
22	塩素酸	0.6		
23	クロロ酢酸	0.02		
24	クロロホルム	0.06		
25	ジクロロ酢酸	0.03		
26	ジブチルジクロロメタン	0.1		
27	臭素酸	0.01		
28	総トリクロロメタン	0.1		
29	トリクロロ酢酸	0.03		
30	ブチルジクロロメタン	0.03		
31	ブチルホルム	0.09		
32	ホルムアルデヒド	0.08	3 か月に 1 回以上	1 回/3 年(*3) 又は、 1 回/年(*4)
33	亜鉛及びその化合物	1.0		
34	アルミニウム及びその化合物	0.2		
35	鉄及びその化合物	0.3		
36	銅及びその化合物	1.0		
37	ナトリウム及びその化合物	200		
38	マンガニン及びその化合物	0.05	月 1 回以上	不可
39	塩化物イオン	200		
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	3 か月に 1 回以上	1 回/3 年(*3) 又は、 1 回/年(*4)
41	蒸発残留物	500		
42	陰イオン界面活性剤	0.2		
43	ジオキシン (*1)	0.00001	月 1 回以上 (*6)	不可
44	2-メチルイソボルネオール (*2)	0.00001		
45	非イオン界面活性剤	0.02	3 か月に 1 回以上	1 回/3 年(*3)
46	フェノール類	0.005		1 回/年(*4)
47	有機物（TOC）	3	月 1 回以上	4 回/年(*5)
48	PH 値	5.8～8.6		
49	味	異常でない		
50	臭気	異常でない		
51	色度	5		
52	濁度	2		

- 備考 ① (*1)の正式名は、(4S, 4 aS, 8aR) - 4,8a-ジメチルフルoren-4a(2H)-オールです。
 ② (*2)の正式名：1,2,7,7-テトラフルoren[2,2,1]ヘプテン-2-オールです。
 ③ (*3)は、過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/10 以下で原水等の変動による汚染の恐れのない場合です。
 ④ (*4)は、過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/5 以下で原水等の変動による汚染の恐れのない場合です。
 ⑤ (*5)は、自動連続測定及び記録をしている場合です。
 ⑥ (*6)は、藻類発生時期に月 1 回以上です。⑦ 水色項目は、水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。

ウ 検査実施項目と検査頻度

(ア) 水質基準項目（５２項目）

これまで、水質管理目標設定項目に含まれていた「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)」の検査が、水道法施行規則の改正により、令和８年度から基準項目に移行されました。今年度から浄水場系ごとに年４回の検査を実施します。

基準項目の番号１、２、３９、４７から５２の９項目や消毒副生成物などの検査頻度を省略できない項目を除いて、過去の水質検査結果により３年に１回または、年１回の検査頻度が認められている項目もありますが、水道水の安全性をさらに確認するため最低年２回の検査を行います。

(イ) 毎日検査項目（３項目）

色、濁り、消毒の残留効果など市内２１カ所で毎日検査を行います。

詳細は、13 ページ **表１** 「１ 法令に基づく水質検査」のとおりです。

(２) 市上下水道事業が独自に行う水質検査

ア 水質基準項目

９箇所の水源原水については、消毒副生成物 11 項目を除く 4 1 項目を年 1 回検査します。

また、西川浄水場の水源である釈迦堂川の原水については、トリハロメタン関連項目の生成能検査を行います。さらに、上流部の釈迦堂川、江花川、隈戸川は、消毒副生成物 11 項目及び、PFOS・PFOA を除く 4 0 項目を年 1 回検査します。

詳細は、14 ページ **表２** 「２ 独自に行う水質検査(１)水質基準項目」のとおりです。

イ 水質管理目標設定項目(２６項目)

水質管理目標設定項目は、将来にわたり水道水の安全性の確保に万全を期すため、水質管理上留意すべき水質項目として検査を行います。

西川浄水場の水源である釈迦堂川の表流水については年２回の検査を行います。他の水源については、過去の水質検査結果から大きな変化が無く、良好な状況であることから水源ごとに３年に１回の検査とします。

農薬類については、水源が汚染されていないかを確認するため、西川浄水場系水源の釈迦堂川の原水を年１回検査します。その他の水源についても、３年に１回程度の頻度で検査を行います。

詳細は、15・16 ページ **表３** 「２ 独自に行う水質検査(２)水質管理目標設定項目」のとおりです。

ウ その他の水質検査

その他、法令等により規制される項目以外のものでも、水質管理上必要な項目又はより高品質な浄水処理のため必要な調査項目について、定期水質検査を行います。

また、本市の水源水質に起因するもの及び水源の汚染状況等を把握し、水道水の安全性の確認のため、必要となる所要の頻度で検査を行います。

詳細は、17 ページ **表４** 「２ 独自に行う水質検査(３)その他水質検査項目」のとおりです。

表－1

1 法令に基づく水質検査

(1) 水質基準項目(給水)

番号	水 質 基 準 項 目	法定検査 (回/年)	検査 頻度	基準値	西川浄水場系 (釈迦堂川支流)										長沼浄水場系 (江花川支流)				第4・6水源系 (地下水)				増瀬浄水場系 (清川支流)				設定理由
					西川浄水場 (釈迦堂川支流) 送 水	最田地区 (釈迦堂川支流) 送 水	最田地区 (釈迦堂川支流) 送 水	田中地区 (釈迦堂川支流) 送 水	仁井田地区 (釈迦堂川支流) 送 水	小寺地区 (釈迦堂川支流) 送 水	江井地区 (釈迦堂川支流) 送 水	向陽地区 (釈迦堂川支流) 送 水	新田地区 (釈迦堂川支流) 送 水	長沼浄水場 (江花川支流) 送 水	最田地区 (江花川支流) 送 水	新田地区 (江花川支流) 送 水	新田地区 (江花川支流) 送 水	新田地区 (江花川支流) 送 水	新田地区 (江花川支流) 送 水	新田地区 (江花川支流) 送 水	新田地区 (江花川支流) 送 水	新田地区 (江花川支流) 送 水	新田地区 (江花川支流) 送 水	新田地区 (江花川支流) 送 水	新田地区 (江花川支流) 送 水	新田地区 (江花川支流) 送 水	
1	一般細菌		100 個/㎖以下	12																							
2	大腸菌		不検出	12																							
3	トリミル及びその化合物		0.005 mg/ℓ以下	4																							
4	水銀及びその化合物		0.005 mg/ℓ以下	4																							
5	鉛及びその化合物		0.01 mg/ℓ以下	4																							
6	銅及びその化合物		0.01 mg/ℓ以下	4																							
7	ニッケル及びその化合物		0.01 mg/ℓ以下	4																							
8	六価クロム化合物		0.02 mg/ℓ以下	4																							
9	亜硝酸態窒素		0.04 mg/ℓ以下	4																							
10	ジブチル物及び塩化ジブチル		0.01 mg/ℓ以下	4																							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10 mg/ℓ以下	4																							
12	フッ素及びその化合物		0.8 mg/ℓ以下	4																							
13	鉛素及びその化合物		1.0 mg/ℓ以下	4																							
14	四塩化炭素		0.002 mg/ℓ以下	4																							
15	1,4-ジニトロベンゼン		0.05 mg/ℓ以下	4																							
16	ジブチル物及び塩化ジブチル		0.04 mg/ℓ以下	4																							
17	ジブチル物		0.02 mg/ℓ以下	4																							
18	ジブチル物		0.01 mg/ℓ以下	4																							
19	トリブチル物		0.01 mg/ℓ以下	4																							
20	トリブチル物及びトリブチル物		0.0005 mg/ℓ以下	4																							
21	トリブチル物		0.01 mg/ℓ以下	4																							
22	塩素酸		0.6 mg/ℓ以下	4																							
23	硝酸酸		0.02 mg/ℓ以下	4																							
24	硝酸酸		0.06 mg/ℓ以下	4																							
25	ジブチル物		0.03 mg/ℓ以下	4																							
26	ジブチル物		0.1 mg/ℓ以下	4																							
27	臭素酸		0.01 mg/ℓ以下	4																							
28	硝酸酸		0.1 mg/ℓ以下	4																							
29	硝酸酸		0.03 mg/ℓ以下	4																							
30	硝酸酸		0.09 mg/ℓ以下	4																							
31	硝酸酸		0.09 mg/ℓ以下	4																							
32	硝酸酸		0.08 mg/ℓ以下	4																							
33	亜硝酸及びその化合物		1.0 mg/ℓ以下	4																							
34	トリミル及びその化合物		0.2 mg/ℓ以下	4																							
35	鉄及びその化合物		0.3 mg/ℓ以下	4																							
36	銅及びその化合物		1.0 mg/ℓ以下	4																							
37	トリミル及びその化合物		200 mg/ℓ以下	4																							
38	トリミル及びその化合物		0.05 mg/ℓ以下	4																							
39	塩化銅		200 mg/ℓ以下	12																							
40	硝酸酸、硝酸酸等 (硬度)		300 mg/ℓ以下	4																							
41	硝酸酸		500 mg/ℓ以下	4																							
42	陰イオン活性剤		0.2 mg/ℓ以下	4																							
43	ジブチル物		0.0001 mg/ℓ以下	4																							
44	2-ブチル物		0.0001 mg/ℓ以下	4																							
45	非イオン活性剤		0.02 mg/ℓ以下	4																							
46	トリブチル物		0.005 mg/ℓ以下	4																							
47	有機物 (TOC)		3 mg/ℓ以下	12																							
48	PH値		5.8~8.6	12																							
49	味		異常でない	12																							
50	臭気		異常でない	12																							
51	色度		5 度以下	12																							
52	濁度		2 度以下	12																							

備考 ① (*)の正式名は、(4S,4aS,8aR) - 2,7,7-トリフルオロ-2,2,1,1,1-ペンタフルオロ-4a(2H)-1H-ベンゾ[1,2-b:4,5-b']ジナフタレン-2-オールです

② (*)の正式名は、1,2,7,7-トリフルオロ-2,2,1,1,1-ペンタフルオロ-4a(2H)-1H-ベンゾ[1,2-b:4,5-b']ジナフタレン-2-オールです。

③ (*)の正式名は、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れのない場合です。

④ (*)は、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れのない場合です。

⑤ (*)は、自動連続測定及び記録をしている場合です。

⑥ (*)は、連続発生時に月1回以上です。

⑦ (*)の正式名は、ポリ(1,1,1,1,1-ペンタフルオロ-2,2,2,2,2-ヘキサフルオロエチレン) (別名PFOS)及びポリ(1,1,1,1,1-ペンタフルオロ-2,2,2,2,2-ヘキサフルオロエチレン) (別名PFOA)です。

⑧ 水色項目は、水濁法に基づき、水質検査を省略できない項目です。

自動連続測定をしていないため

上記①と同じ

自動連続測定をしていないため

上記①と同じ

自動連続測定をしていないため

上記①と同じ

自動連続測定をしていないため

上記①と同じ

自動連続測定をしていないため

上記①と同じ

自動連続測定をしていないため

上記①と同じ

自動連続測定をしていないため

上記①と同じ

表－3 ①

2 独自に行う水質検査

(2) 水質管理目標設定項目

番 号	水質管理目標設定項目	目 標 値	西川浄水場系		岩渕 浄水場系	下江持 水源系	長沼第1 浄水場系	長沼第4・6水源系		長沼第2 浄水場系	滝 配水池系		勢至堂 配水池系		岩瀬浄水場系		備 考
			原水	浄水	原水			第4水源	第6水源		原水	原水	原水	原水	第1～7水源	第8水源	
1	アンモニウムとその化合物	アンモニウムの量に関して、 0.02mg/ℓ以下	2	1							1				1		
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、 0.002mg/ℓ以下(暫定)	2	1							1				1		
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、 0.02mg/ℓ以下	2	1							1				1		
4	1,2-ジブチルイタ	0.004mg/ℓ以下	2	1							1				1		
5	トリド	0.4mg/ℓ以下	2	1							1				1		
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/ℓ以下	2	1							1				1		
7	亜塩素酸	0.6mg/ℓ以下	2	1							1				1		
8	二酸化塩素	0.6mg/ℓ以下	2	1							1				1		
9	ジブチルアセトニトリル	0.01mg/ℓ以下(暫定)	2	1							1				1		
10	抱水加水剤	0.02mg/ℓ以下(暫定)	2	1							1				1		
11	農薬類	検出値と目標値の比の和 として、1以下	1								1				1		内訳は別紙のとおり。
12	残留塩素	1mg/ℓ以下	2	1							1				1		
13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/ℓ以上100mg/ℓ以下	2	1							1				1		
14	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.01mg/ℓ以下	2	1							1				1		
15	遊離炭酸	20mg/ℓ以下	2	1							1				1		
16	1,1,1-トリクロロエタ	0.3mg/ℓ以下	2	1							1				1		
17	メチルtertブチルエーテル	0.02mg/ℓ以下	2	1							1				1		
18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/ℓ以下	2	1							1				1		
19	臭気強度(TON)	3以下	2	1							1				1		
20	蒸発残留物	30mg/ℓ以上200mg/ℓ以下	2	1							1				1		
21	濁度	1度以下	2	1							1				1		
22	PH値	7.5程度	2	1							1				1		
23	腐食性(ラゲリ指数)	→1程度以上とし、極力0に 近づける	2	1							1				1		
24	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落 数が2,000以下(暫定)	2	1							1				1		
25	1,1-ジブチルイタ	0.1mg/ℓ以下	2	1							1				1		
26	アルミニウムとその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.1mg/ℓ以下	2	1							1				1		

水質管理目標設定項目は、水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目です。

表－3②

(2) 水質管理目標設定項目(農薬類)

番号	項 目	目標値 (mg/L)	番 号	項 目	目標値 (mg/L)
1	1、3-ジクロロプロベン (D-D)	0.06	59	チオジカルブ	0.08
2	2、4-D.P.A. (チラボン)	0.08	60	チオファネートメチル	0.3
3	2、4-D. (2、4-P.A.)	0.02	61	チオベンカルブ	0.02
4	EPN (注2)	0.004	62	チオフルトリオン	0.002
5	MCPA	0.005	63	テルブカルブ(MB.P.M.C)	0.02
6	アジュラム	0.9	64	トリクロピル	0.006
7	アゼチエート	0.006	65	トリクロルホン (D.E.P.)	0.005
8	アトリス	0.01	66	トリシクロゾール	0.1
9	アニホス	0.003	67	トリフルラリン	0.06
10	アミトラス	0.006	68	テロバミド	0.03
11	アラクロール	0.03	69	ハラコート	0.01
12	イソキヤチオン (注2)	0.005	70	ピペロホス	0.0009
13	イソフェンホス (注2)	0.001	71	ピラクロニル	0.01
14	イソプロカルブ (M.I.P.C)	0.01	72	ピラゾキシフェン	0.004
15	インプロチオラン (I.P.T)	0.3	73	ピラゾリネート (ピラゾレー ト)	0.02
16	イプロエンカルバシ	0.002	74	ピリダフェンチオン	0.002
17	イプロエンホス (I.B.P)	0.09	75	ピリプチカルブ	0.02
18	イミダクダジン	0.006	76	ピロキロン	0.05
19	インダメタリン	0.009	77	フィオロニル	0.0005
20	エスプロカルブ	0.03	78	フェニトロチオン (M.E.P)	0.01
21	エトフエンプロックス	0.08	79	フェニプロカルブ(B.P.M.C)	0.03
22	エンシロフファン (ベンゾエビ ン) (注3)	0.01	80	フェリムジン	0.05
23	オキサジクロメホン	0.02	81	フェンチオン (M.P.P)	0.006
24	オキシニル (有機銅)	0.03	82	フェントエート (P.A.P)	0.007
25	オキサストロピン (注4)	0.1	83	フェントラザミド	0.01
26	カスサホス	0.0006	84	フカライド	0.1
27	カフエントロール	0.008	85	フタクロール	0.03
28	カルタツプ (注5)	0.05	86	フルホス (注2)	0.02
29	カルバシル (N.A.C)	0.02	87	フルプロフェン	0.02
30	カルボラン	0.0003	88	フルアジタム	0.03
31	キノラミン (A.C.N)	0.005	89	フレチクロール	0.05
32	キヤブリン	0.3	90	プロチミジン	0.09
33	クミロリン	0.03	91	プロチオホス (注2)	0.007
34	グリホサート (注6)	0.02	92	プロピコナゾール	0.05
35	グリホシホート	0.02	93	プロピザミド	0.05
36	クロメプロップ	0.02	94	プロメナゾール	0.03
37	クロルニトロフェン (G.N.P.) (注7)	0.0001	95	プロモプチド	0.1
38	クロルピリホス (注2)	0.003	96	ペノミル (注11)	0.02
39	クロロタニル (T.P.N)	0.05	97	ベンジクロン	0.1
40	シラチジン	0.001	98	ベンゾビシクロン	0.09
41	シラホス (G.V.A.P)	0.003	99	ベンゾフェナツブ	0.005
42	ジウロソ (G.O.V.U)	0.02	100	ベンタゾン	0.2
43	ジクロロニル (D.B.N)	0.03	101	ベンジメタリン	0.3
44	ジクロロホス (D.D.V.P)	0.008	102	ベンツラカルブ	0.02
45	ジクワット	0.01	103	ベンツフルラリン(ベスロジン)	0.01
46	ジスルホト	0.004	104	ペンフレセート	0.07
47	ジチオカルバメート系農薬 (注8)	0.005 (二酸化窒素として)	105	ホスチアセート	0.005
48	ジハチゼル	0.009	106	マラチオン (マラソン)	0.7
49	ジメチロップチル	0.006	107	メコプロップ (M.C.P.P)	0.05
50	ジメタリン (C.A.T)	0.003	108	メソミル	0.03
51	ジメタタリン	0.02	109	メタラキシル	0.2
52	ジメトエート	0.05	110	メチダチオン (D.M.T.P) (注 9)	0.004
53	ジメトリン	0.03	111	メトミノストロピン	0.04
54	ダイアジリン (注2)	0.003	112	メトリブジン	0.03
55	ダイムロン	0.8	113	メフエチセツト	0.02
56	ダフメット、メタム(カーバム) 及びメチルイソチオシアネート (注9)	0.01(メチルイソチ オシアネートとし て)	114	メブロニル	0.1
57	チアラジニル	0.1	115	モリネート	0.005
58	チウラム	0.02			

農薬類については、現在、水質基準に位置付けられている物質はなく、水質管理目標設定項目の一つとして「農薬類」が定められています。水道水（浄水）における農薬類の評価方法は、個々の農薬について検出値（濃度）を目標値（濃度）で除した値を計算し、それらを合算した値が1を超えないこととする「総農薬方式」を採用しており、測定を行う農薬は、各水道事業者等がその地域の状況を勘案して適切に選定することとなっています。

検出状況や使用量などを勘案し、浄水で検出される可能性の高い農薬115物質が「対象農薬リスト掲載農薬類」として整理されています。

※水道水中の農薬については、つぎのように取り扱っています。(H15.4.28 厚生科学審査会答申)

ア 水質基準への分類要件に適合する農薬については、個別に水質基準を設定する。

イ 上記(ア)に該当しない農薬については、下記の式で与えられる検出指標値が1を超えないこととする総農薬方式により、水質管理目標設定項目に位置付ける。

$$DI = \sum i \frac{Dvi}{Gvi}$$

ここに、DIは検出指標値、DViは農薬iの検出値、GViは農薬iの目標値である。

注1) 1、3-ジクロロプロベン（D-D）の濃度は、異性体であるシス-1，3-ジクロロプロベン及びトランス-1，3-ジクロロプロベンの濃度を合計して算出します。

注2) 有機リン系農薬のうち、E P N、イソキヤチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジリン、フェントロチオン（M E P）、ブタホス、プロチオホス、マラチオン（マラソン）及びメチダチオン（DMTP）の濃度については、それぞれのオキソンの濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキソンの濃度とを合計して算出します。

注3) エンドスルファン（ベンゾエピン）の濃度は、異性体であるα-エンドスルファン及びβ-エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート（ベンゾエピンスルフェート）も測定し、α-エンドスルファン及びβ-エンドスルファンの濃度とエンドスルフェート（ベンゾエピンスルフェート）の濃度を合計して算出します。

注4) オリサストロピンの濃度は、代謝物である（5Z）-オリサストロピンの濃度を測定し、原体の濃度と、その代謝物の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出します。

注5) カルタツプの濃度は、ネライキトキシシンとして測定し、カルタツプに換算して算出します。

注6) グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸（A M P A）も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸（A M P A）の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出します。

注7) クロルニトロフェン（C N P）の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出します。

注8) ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ（マンコゼブ）及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出します。

注9) ダフメット、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定します。

注10) フェンチオン（M P P）の濃度は、酸化物であるM P Pスルホキシド、M P Pスルホン、M P Pオキシン、M P Pオキシンスルホキシド及びM P Pオキシンスルホンの濃度も測定し、フェンチオン（M P P）の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出します。

注11) ベノミルの濃度は、メフルー2-ベンツイミダゾールカルバメート（M B C）として測定し、ベノミルに換算して算出します。

2 独自に行う水質検査
(3) その他水質検査項目

番号	水質管理目標設定項目	西川浄水場系		岩別浄水場系							下江持水場系		長沼第1 浄水場系			長沼第4・6 水場系			長沼第2 浄水場系		長沼滝 水場系		勢至堂 水場系		岩瀬 浄水場系		合 計
		原水	浄水	1号井	2号井	3号井	4号井	5号井	6号井	集合井	浄水	下江持水場系	第1水源	第2水源	第3水源	第4水源	第6水源	第5水源	滝水源	勢至堂水源	第1～7水源	第8水源					
1	侵蝕性遊離炭酸			2	2	2	2	2	2	2	2																16
2	ラガリジウム指数			2	2	2	2	2	2	2	2																16
3	クリプトスポリジウム及びバクテリオファージ	4								4							1	1		4	4	4			4	4	30
4	指標菌(大腸菌・嫌気性芽胞菌)	4								4							4	4		12	12	4			4	4	52
5	アンモニア性窒素	2																									2

その他水質検査項目の説明

番号	水質項目	水質項目の説明
1	浸食性遊離炭酸	水中に溶解している二酸化炭素(CO ₂)のことです。遊離炭酸は炭酸塩や有機物質が分解して発生した二酸化炭素や空気中の二酸化炭素などが水中に溶解することにより起きます。地下水では有機物の分解などにより、一般に多く存在します。遊離炭酸には水中のアルカリ化合物と反応して炭酸化合物を生成させるような腐食性のある侵食性遊離炭酸と、腐食性のない従属性遊離炭酸があります。
2	ランゲリア指数	水の実際のpH値と水中の炭酸カルシウムが、溶解も析出もしない平衡状態にあるときのpH値との差をランゲリア指数といい、炭酸カルシウムの皮膜形成の目安としています。目標値は水道施設の維持管理の観点から定められています。－1以上であれば防食効果が期待できます。
3	指標菌(大腸菌・嫌気性芽胞菌)	水道原水のクリプトスポリジウム等による汚染(糞便汚染)の恐れは、指標菌検査によって判断することができます。指標菌は温血動物の常在菌であり、糞便に多数存在する大腸菌と、塩素耐性を持ちクリプトスポリジウムと高い出現相関が認められている嫌気性芽胞菌となっています。水道原水中に指標菌どちらか一方でも存在する場合は、クリプトスポリジウム等による汚染の恐れが高いと判断出来ます。
4	クリプトスポリジウム	胞子虫類の「カサガタ目」に属する寄生性原虫で、環境中ではオシストと呼ばれる嚢包体の形(大きさは4～6μm)で存在し、増殖はしませんが、ヒト、ウシ、ウマ等多種類の動物に経口的に摂取されると、消化管の細胞に寄生して増殖し、そこで形成されたオシストが糞便とともに体外に排出され感染源となります。オシストは熱や乾燥には弱いのですが、塩素に対して極めて強い耐性があるため、水道水中に混入した場合、集団感染を引き起こす恐れがあります。
5	アンモニア性窒素	水中のアモニウムイオンに含まれる窒素のことで、アンモニア態窒素とも言います。有機窒素化合物の分解、工場排水、下水および尿尿の混入によって生ずる場合が多く、土壌や水中の細菌により亜硝酸性窒素、硝酸性窒素へと酸化され、嫌気性状態では逆に硝酸性窒素、亜硝酸性窒素が還元されてアンモニア性窒素となります。浄水処理では塩素処理や、緩速濾過のような生物化学処理によって分解され減少するので、処理工程の管理指標としても重要な項目です。

表－５

水質項目の説明 1（基準項目）

番号	水 質 基 準 項 目	基準値 (mg/ℓ 以下)	検査項目の説明
1	一般細菌	100 個/ml	清浄な水には少なく、汚染された水ほど多い傾向があるので、水の汚染程度を示す一指標となります。
2	大腸菌	不検出	通常人畜の腸管内に生息しているものであり、水中に存在することは、その水が人畜のし尿などで汚染されていることを意味します。通常、塩素消毒によって死滅する菌です。
3	鉛、水銀及びその化合物	0.003	自然水中に含まれることは、まれですが、鉱山排水、工場排水から混入することがあります。イタイイタイ病の原因物質とされています。
4	水銀及びその化合物	0.0005	多くは工場排水、農業、下水などから混入します。メチル水銀等有機水銀化合物は、水俣病の原因物質とされています。
5	ヒ素及びその化合物	0.01	鉱山排水、工場排水などから混入します。ヒ素を多量に摂取すると健康に影響を与えます。肌や皮膚障害、胃腸や肝臓障害を起こすことがあると言われています。
6	鉛及びその化合物	0.01	地質、工場排水、鉱山排水などによって混入することがあります。また、給水管に鉛管が使われている場合に溶出することがあります。長期多量蓄積により消化器障害、神経障害など慢性中毒症を起こすことがあります。
7	ヒ素及びその化合物	0.01	鉱山排水、工場排水、農業などにより混入します。ヒ素は蓄積性があり、神経系や肝臓に障害を与える物質とされています。
8	六価クロム化合物	0.02	自然水中に含まれることは、まれであります。鉱山排水、工場排水から混入することがあります。慢性毒性として肝炎などの障害がでるとされています。
9	亜硝酸態窒素	0.04	生活排水、下水、肥料などに由来する有機性窒素化合物が、水や土壌中で分解される過程でつくられます。
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01	自然水中にはほとんど存在することはないものですが、メッキ工場、鉄鋼熱処理工場、都市ガス製造工場、塵芥焼却場などの排水から混入することがあります。シアノ化合物は、青酸ガスや青酸カリとして知られています。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	窒素肥料、下水、工場排水、畜産排水などに含まれる窒素化合物です。水や土壌中で化学的・微生物学的に酸化及び還元を受け、アンモニア性窒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に等に変化します。
12	フッ素及びその化合物	0.8	自然界に広く存在します。また、工場排水により混入する場合があります。適量を含んだ水を飲むと虫歯予防に効果があると言われていますが、多量に含まれると「斑状歯」の原因になります。
13	クロム素及びその化合物	1.0	自然水中に含まれることは、まれですが、金属表面処理剤、ガラス、セラミックス工業で使用されるので、工場排水から混入することがあります。
14	四塩化炭素	0.002	揮発性有機塩素化合物で、冷蔵庫の原料や溶剤または洗剤としても使用されています。肝臓等の障害や発がん性も疑われています。
15	1,4-ジクロロベンゼン	0.05	揮発性有機化合物で、塗料などの溶剤や有機化合物を製造する際の反応溶剤に使用されます。肝臓障害や発がん性も疑われています。
16	ジメチル-1,2-ジクロロエタン及びトリス-1,2-ジクロロエタン	0.04	揮発性有機塩素化合物で、溶剤、香料、合成樹脂原料に用いられ、工場排水により混入する場合があります。平成21年4月1日より、ジメチルの水質基準からトリスとの合算となりました。
17	ジクロロメタン	0.02	揮発性有機塩素化合物で、塗料の剥離剤、プリント基盤の洗浄剤、ゴム等の溶剤、エアゾルの噴射剤などに使用され、工場排水により混入する場合があります。発がん性のおそれが考慮され検査します。
18	トリクロロエタン	0.01	揮発性有機塩素化合物で、ドライクリーニング洗浄剤、脱脂洗浄剤、ガソリンの原料として使用され、工場排水により混入する場合があります。肝臓や腎臓への障害、発がん性の可能性がある物質と言われています。
19	トリクロロエチレン	0.01	揮発性有機塩素化合物で、金属部品などの脱脂洗浄剤、ドライクリーニング洗浄剤、溶剤、殺虫剤として使用されています。肝臓や腎臓への障害、発がん性の可能性がある物質と言われています。
20	ヘフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びヘフルオロオクタンスルホン酸（PFOA）	PFOS 及び PFOA の量の和として 0.00005mg/L 以下(暫定)	消火剤等の原料として使用されていました。目標値は毒性学的に明確な目標値の設定が困難であることなどを踏まえ、現時点で諸外国・機関が行った評価の中で妥当と考えられるものを参考に、暫定的に設定しています。
21	ベンゼン	0.01	染料、合成ゴム、合成洗剤、合成繊維、合成樹脂、農薬、防虫剤等の合成原料、又、それらの溶剤として使用され、発がん性を有するものと言われています。揮発性が高いので多くは空气中に揮発します。
22	塩素酸	0.6	浄水処理過程で消毒剤として使用される次亜塩素酸ナトリウムの分解生成物です。健康への影響としては血球容量、赤血球数の減少などが考えられます。

23	クロ酢酸	0.02	原水中の有機物質や臭素及び消毒剤（塩素）とが反応し生成される消毒副生成物です。神経症状や中枢神経系の抑制がみられるようです。
24	クロホルム	0.06	浄水処理過程において原水中の有機物と塩素が反応して生成するトリロメタンのひとつです。肝臓障害や中枢神経系の障害がある物質とされています。
25	ジクロ酢酸	0.03	浄水処理過程において、水にフミン質や類似物質などの有機物が存在すると、塩素処理やオゾン処理によって生成されます。健康への影響として、発がん性が疑われている物質です。
26	ジブクロメタン	0.1	浄水処理過程において、原水中の有機物と塩素が反応して生成するトリロメタンのひとつです。健康への影響として肝臓で酸化されて生体成分と反応し、毒性を有する物質に変化すると推定されています。
27	臭素酸	0.01	浄水処理過程において、水にフミン質や類似物質などの有機物が存在すると、塩素処理やオゾン処理によって生成されます。健康への影響として、発がん性が疑われている物質です。
28	総トリロメタン	0.1	浄水処理過程において、原水中の有機物と塩素が反応して生成するトリロメタン（クロホルム、ジブクロメタン、ブクロ酢酸、ブクロホルム）の量の総和です。
29	トリクロ酢酸	0.03	浄水処理過程において、水にフミン質や類似物質などの有機物が存在すると、塩素処理やオゾン処理によって生成されます。健康に影響を及ぼす恐れがある物質とされています。
30	ブクロ酢酸	0.03	浄水処理過程において、原水中の有機物と塩素が反応して生成するトリロメタンのひとつです。
31	ブクロホルム	0.09	浄水処理過程において、原水中の有機物と塩素が反応して生成するトリロメタンのひとつです。
32	ホルムアルデヒド	0.08	シックハウス症候群で知られる化合物です。石炭酸系・尿素系・アミン系合成樹脂材料、農薬や消毒剤に使用され、合成樹脂、染料工場からの排水により混入する場合があります。
33	亜鉛及びその化合物	1.0	自然水中には通常は含まれることはありませんが、鉱山排水、工場排水の混入や水道水では給水管や給水装置から溶出も考えられます。健康面では、味覚に影響するといわれています。
34	アルミニウム及びその化合物	0.2	広く多量に分布し自然水中にも含まれていますが、水道の凝集剤としてポリ塩化アルミニウムにも含まれています。健康への影響は明らかではありませんが、神経性疾患との関連について研究が進められています。
35	鉄及びその化合物	0.3	自然界に多く分布し、人間の体に必要な元素です。健康への被害はありませんが、飲料水の味を悪くしたり、赤水の原因となります。
36	銅及びその化合物	1.0	鉱山排水や工場排水で自然水への混入があります。水道水では、給湯器などの給水装置に使用される銅管から溶出することがあります。人体には必要な物質ですが、多量に摂取すると肝臓や腎臓に障害を与えます。
37	ナトリウム及びその化合物	200	人体に必要な元素となる金属で、一般には塩として摂取している物質です。水道水では消毒用に使用される次亜塩素酸ナトリウムにも含まれています。
38	マンガン及びその化合物	0.05	自然界に多く分布し、鉄と共存していることが多い金属で、水を黒く着色する原因になります。人間の体に必要な元素ですが、高濃度の摂取となると神経系の中毒による筋委縮や言語障害があるといわれています。
39	塩化物イオン	200	塩分のことで、下水、工場排水、家庭排水、海水などの混入によって増加します。
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	水の硬度を表したもので、水中のカルシウムイオン及びマグネシウムイオンの量をこれに対応する炭酸カルシウム量に換算したものです。一般的には軟水や硬水として区別されていますが、高いと渋味を与えます。
41	蒸発残留物	500	水を蒸発乾固したときに残る物質（カルシウム、マグネシウム、ケイ酸、ナトリウム、カリウム等の塩類及び有機物）の総量です。健康への影響はありませんが、味に影響を与えます。
42	陰イオン界面活性剤	0.2	合成洗剤を使用する工場排水等が混入して泡立ちの原因となります。工場排水に汚染されていないかの判断指標となります。
43	ジエノミン（*1）	0.00001	ダムや湖沼水では、水の流れが少ないため富栄養化に伴って発生する藍藻類又は、放線菌によって産生されるカビ臭発生物質です。臭気に関連する物質です。
44	2-メチルイソボルネオール（*2）	0.00001	
45	非イオン界面活性剤	0.02	界面活性剤のうちイオンに解離する基をもたない物質の総称で、洗剤や乳化剤として使用されるため、汚濁の指標となります。
46	フェノール類	0.005	石灰酸やカルギン等を総称したものです。自然水中には存在しませんが、がく工場、化学工場などの排水などから検出されます。フェノール類を含む原水を塩素消毒するとクロフェノールを形成し、不快な臭味を生じることがあります。

47	有機物（TOC）	3	有機物とは、動物の死骸や排出物等による汚染の程度を知る指標となります。水中の有機化合物に含まれている炭素の量を表します。
48	pH 値	5.8～8.6	pH は水の酸性、アルカリ性を示す数字です。pH 7 が中性で、これより値が大きくなるとアルカリ性、低いと酸性が強くなります。低すぎると水道管を腐食させる原因となります。
49	味	異常でない	味は、地質、海水、鉱山排水、工場排水の混入及びプランクトンの繁殖などにより影響を受けますので、特に注意を払う項目です。無機質が多いと不快味、鉄、銅、亜鉛、マンガンは金気味、渋味、有機物による場合は臭気を伴います。
50	臭気	異常でない	プランクトン、鉄バクテリア、放線菌等生物の繁殖、工場排水、下水の混入、地質、水の塩素処理に起因します。臭気はおいしい水としての重要な管理項目です。
51	色度	5 度以下	水の色の程度を示すもので地質からくるマン質によるもののほか工場排水、下水等の混入、又、河川、湖沼における還元性の鉄やマンガ化合物なども着色の原因となります。直接感ずることのできる基本的指標です。
52	濁度	2 度以下	水の濁りの程度を示すもので、土壌その他浮遊物質の混入、溶存物質の化学的变化、表流水においては降水などにより大幅な変動を示します。直接感ずることのできる基本的指標です。

水質基準項目は、令和 7 年の「水質基準に関する省令」の改正（令和 8 年 4 月施行）にて定められたものです。毎年、項目及び基準値の見直しが検討され、現在 52 項目となっています。

水質項目の説明 2（水質管理目標設定項目）

番号	水質管理目標設定項目		目標値	検査項目の説明
1	金属類	アンモン及びその化合物	アンモンの量に関して、 $0.02\text{mg}/\ell$ 以下	半導体材料、陶器、ガラス顔料などの用途があり、汚染源は工場排水などがあります。目標値は毒性を考慮して定められています。
2		ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、 $0.002\text{mg}/\ell$ 以下（暫定）	超微量ですが、地殻の岩石や海水中に広く分布し、主に核燃料として使用されます。目標値は暫定的な毒性評価値を参考に定められています。
3		ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、 $0.02\text{mg}/\ell$ 以下	汚染源は、工場排水、鉱山排水などがあります。目標値は暫定的な毒性評価値を参考に定められています。
4	有機物質	1,2-ジクロロエタン	$0.004\text{mg}/\ell$ 以下	揮発性の有機化合物で、プラスチック材料、フィルム洗浄剤、くん蒸剤などに使用され、地下水汚染物質です。
5		トルエン	$0.4\text{mg}/\ell$ 以下	接着剤や染料、合成繊維、塗料などの原料に使用される地下水汚染物質です。目標値は毒性評価の見直しより $0.6\text{mg}/\ell$ から $0.2\text{mg}/\ell$ に強化されました。
6		フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	$0.08\text{mg}/\ell$ 以下	プラスチックの添加剤（可塑剤）として使用され、内分泌かく乱（環境ホルモン）作用が疑われています。目標値は毒性の観点から設定されています。
7	消毒副生成物	亜塩素酸	$0.6\text{mg}/\ell$ 以下	二酸化塩素は、水道水の消毒剤、又、紙、パルプ、油脂類、デンプンなどの漂白に広く用いられている。
8		二酸化塩素	$0.6\text{mg}/\ell$ 以下	亜塩素酸及び塩素酸は、消毒剤に二酸化塩素を使用することで生成される物質ですが、須賀川市水道では二酸化塩素を使用しておりません。
9		ジクロロアセトリル	$0.01\text{mg}/\ell$ 以下（暫定）	原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成される消毒副生物質です。目標値は暫定的な毒性評価値を参考に定められています。
10		抱水ケラール	$0.02\text{mg}/\ell$ 以下（暫定）	医薬品の原料に使用されます。また、原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成される消毒副生物質です。目標値は暫定的な毒性評価値を参考に定められています。
11	農薬類	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1 以下	総農薬方式で、個々の農薬において毒性の評価より目標値を定め、個々の検出値とその目標値の比を求めて、比の合計が 1 以下とする目標値が定められています。測定農薬は、各水道事業体がその地域の状況（使用状況など）を考慮して適切に設定すべきとされています。なお、102 項目の農薬がリスト化されています。

12	無機物質	残留塩素	1mg/ℓ 以下	感染症などの予防の観点から、水道水は一定量の塩素を保持しなければなりません。塩素は、細菌、特に消化器系病原菌に対して微量でも速やかな殺菌効果を示すので、水道水に残留する塩素は殺菌効果の保証として意義が大きいものです。しかし、多すぎると塩素（加臭）が強くなり、金属などの腐食性を増す障害ともなることから残留塩素の管理は重要です。
13		カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/ℓ 以上 100mg/ℓ 以下	基準値は石鹼の泡立ちなどへの影響を防止する観点から 300mg/ℓ 以下と定めていますが、目標値は、おいしい水の観点から定められています。
14		マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.01mg/ℓ 以下	水質基準値は黒水障害の発生を防止する観点から 0.05mg/ℓ 以下に定められています。目標値は、より質の高い水道水の供給を目指す観点から定められています。
15		遊離炭酸	20mg/ℓ 以下	水に溶け込んでいる炭酸が入ることで、適度に含まれているとさわやかな味を与え、多すぎると刺激が強くなってまろやかさを失わせます。目標値は、おいしい水の観点から定められています。
16	有機物質	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/ℓ 以下	揮発性の有機化合物でドライクリーニング用溶剤、金属洗剤に使用され、地下水汚染物質です。目標値は臭味発生防止の観点から定められています。
17		メチル tert-ブチルエーテル	0.02mg/ℓ 以下	ガソリンのオクタン価向上剤やメタノールなどの混合燃料に層分離防止、アルコールによる腐食防止に使用されています。目標値は味や臭いの観点から定められています。
18		有機物等(過マンガニウム消費量)	3mg/ℓ 以下	水質汚染に関連する総括的な指標です。目標値は、より質の高い水道水の供給をめざす観点から定められています。
19	その他	臭気強度(TON)	3 以下	目標値は飲料水がもつ臭気で、需要者にいやな思いを抱かせることがあってはならないことなどから定められています。
20		蒸発残留物	30mg/ℓ 以上 200mg/ℓ 以下	目標値は、おいしい水の観点から定められています。
21		濁度	1 度以下	目標値はより質の高い水道水の供給をめざす観点から定められています。
22		PH 値	7.5 程度	目標値は腐食及び赤水防止の観点から定められています。
23	腐食性	腐食性(ランゲリア指数)	-1 程度以上とし、 極力 0 に近づける	目標値は水道施設の維持管理の観点から定められています。- 1 以上であれば防食効果が期待できます。
24	微生物	従属栄養細菌	1ml の検水で形成される集落数が 2,000 以下 (暫定)	浄水処理過程や消毒過程での細菌の挙動を評価するのに適しており、水道施設の健全性を判断するための指標です。水道管内における滞留に伴って増加します。
25	有機物	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下	家庭用ラップ、装用フィルムの原料などに使用されます。揮発性の有機化合物で地下水汚染物質の 1 つです。
26	無機物質	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.1mg/ℓ 以下	広く多量に分布し自然水中にも含まれています。健康への影響は明らかではありませんが、神経性疾患との関連について研究が進められています。

6 水質検査方法

定期水質検査は、水道法第20条第3項による国の登録検査機関に、採水、検査、成績書の発行まで委託します。委託する検査は、毎日検査項目を除く水質基準項目、水質管理目標設定項目及び須賀川市水道事業が独自に行う水質検査です。

また、毎日検査は、水道利用者の方に委託して検査します。

7 臨時の水質検査

水道水源で次のような事態が発生した場合、必要に応じて臨時の水質検査を行います。

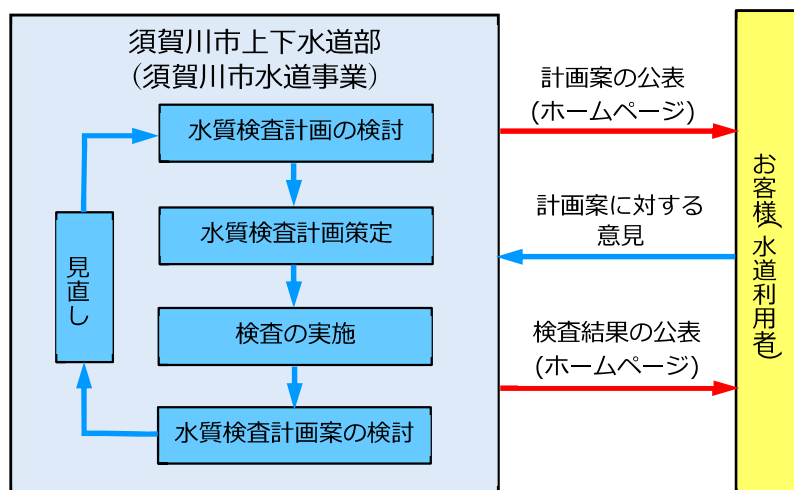
- (1) 水源の水質が著しく悪化、又は異常があったとき。
- (2) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (3) 浄水処理過程に異常があったとき。
- (4) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (5) 魚が死んで多数の浮上があるとき。
- (6) その他、特に必要があると認められたとき。

8 水質検査計画と結果の公表

公表した水質検査計画に基づいて検査を実施し、その結果は、須賀川市ホームページで公表します。

また、ご意見があればお寄せください。

水質検査計画の策定フロー



■須賀川市上下水道ホームページ「水質検査計画・結果」

(<https://www.sukagawa-jyogesuidojigyo.jp/about/project/provision/quality.html>)

9 水質検査計画の評価

検査結果の評価は、検査ごとに行います。また、検査の結果をもとに、必要があれば検査計画を見直し、より安全で安心できる水道水の水質確保に努めます。

10 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査は、水道法第20条第3項による国の登録機関に委託して行いますが、検査と精度管理が適正に行われているかを確認します。

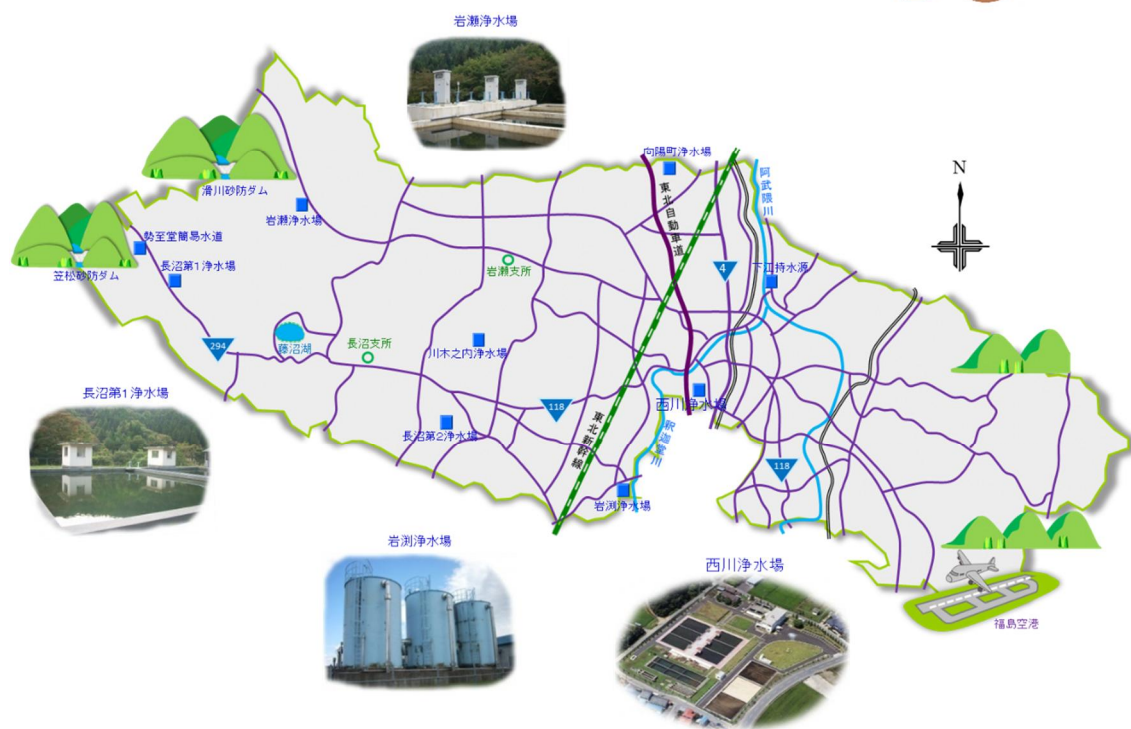
- (1) 水質検査は、採水、水質検査、成績書の発行までの業務を委託します。
- (2) 水質基準項目において、すべての項目が自社分析できる検査機関とします。
- (3) 緊急時や臨時の水質検査においては、すみやかに検査結果がだせる検査体制が整備されている検査機関とします。

11 関係者との連携

水源等で水質汚染事故が発生した場合、市環境課、須賀川地方広域消防組合、国・県関係機関、上流域町村とで組織された情報連絡網を活用して、連携した現地調査、迅速な対応及び適正な浄水処理を行い、水道水の安全性を確保します。

◇ この水質検査計画について、お客様のご意見をお寄せください。

お客様のご意見は、今後の水質検査計画にあたり参考とさせていただきます。



お問合せ先及び宛先



須賀川市上下水道部水道施設課

〒962-0028 福島県須賀川市茶畑町 65 番地

須賀川市上下水道部庁舎

TEL : 0248-63-7131 FAX : 0248-72-7983

令和8年 7月1日